

日 時 令和 5 年 3 月 9 日 (木)

- 監督課長 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。
- 本日は、委員の皆様方には、大変お忙しいところを労働災害防止部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
- 私は、本日、司会を務めさせていただきます、労働基準部監督課の瀬戸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 「労働災害防止部会」を開催するに先立ちまして、第11期の部会委員の交代がございましたので、今回就任いただきました皆様を御紹介させていただきます。
- 初めに、使用者代表委員の高橋弘行委員。
- 高橋委員 高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 監督課長 同じく使用者代表委員の細谷浩昭委員。
- 細谷委員 鉄建建設の細谷と申します。よろしくお願いいたします。
- 監督課長 本日、欠席でございますが、使用者代表委員の清田素弘委員でございます。
- 続きまして、欠席委員の御報告をさせていただきます。
- 公益代表委員の坂爪洋美委員、使用者代表委員の清田素弘委員、本日、欠席でございます。
- なお、労働者代表委員の反町茂雄委員でございますが、去る 2 月 2 日に御逝去されました。謹んで哀悼の意を表しますとともに、御冥福をお祈り申し上げます。
- 続きまして、東京労働局の出席者を御紹介させていただきます。
- 中央でございますが、井口労働基準部長。
- 労働基準部長 井口でございます。よろしくお願いいたします。
- 監督課長 小嶋安全課長。
- 安全課長 小嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 監督課長 長澤健康課長。

健康課長 長澤でございます。よろしくお願いいたします。

監督課長 堀池労災補償課長。

労災補償課長 堀池でございます。よろしくお願いいたします。

監督課長 そして私、監督課長の瀬戸でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより、東京地方労働審議会、第11期第2回労働災害防止部会を開催いたします。

まず初めに、本部会の定足についてですが、本日の出席委員は、公、労、使の各代表1名以上、かつ、全体の3分の2以上の御出席をいただいておりますので、地方労働審議会令第8条第1項により、この部会が有効に成立しているということを御報告させていただきます。

また、運営規程第5条の規定に基づいて、原則として公開の会議ということにさせていただき、その議事録につきましても公開させていただくことになっておりますので、その点、御了承をお願いいたします。

なお、御出席の委員の皆様には、後日、議事録の御確認をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、運営規程第7条により準用された第4条に基づきまして、脇坂部会長にお願いしたいと思います。

脇坂部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

脇坂部会長 はい。それでは進行をさせていただきます。

まず、議題に入ります前に、井口労働基準部長より御挨拶をお願いいたします。

労働基準部長 基準部長の井口でございます。皆様、誠に御苦労さまでございます。ちょっとパーティションがございますので、着座で御挨拶をさせていただきます。恐縮でございます。

東京労働局において取り組んでいます労働災害防止対策等につきまして、この後、担当より、本日の議題、次第に沿いまして御説明申し上げますけど、私からちょっと、御挨拶を兼ねまして、労働災害発生の状況と最近の取組について、ちょっと冒頭、御案内したいというふうに思っております。

今現在、平成30年度から4年度までの13次防のもう最終段階、まさに最後の最終月でございます。計画目標でございますけども、死亡者数は、平成29年と比較して15%以上減らすと。死傷者数については5%以上減らすということでスタートしたわけでございますが、ちょっと現時点での速報値を御紹介申し上げますと、コロナの罹患の方を除きますと、令和4年の死亡者数、年末1回締めているんですけど、その後、年が明けましても労災認定された方とか、交通事故の方とか、ちょっと積み上がることもあると。今日現在53名ということでございます。残りあと2週間程度で最終的に締めますので、ちょっとどれくらい増えるかというところは微妙でございますが、今現在、13次防の数値目標である、56人は下回っていると。何とか達成できるんじゃないかなという期待を持っているところでございます。

しかしながら、死傷者数は、令和5年2月末時点での速報値で1万541人。これは数値目標が9,345人を上回っておりまして、さらにまた1か月ありますので、ちょっと積み上がることも予想されますので、残念ながら未達成という状況でございます。

こういう中で、今年度どんなことをしてきたかというのをちょっと御紹介申し上げますと、やはり死亡災害に関しては、何といっても建設業の関係でございます。関係災害防止団体、災害の防止団体がございますけれども、死亡災害撲滅に向けた労働災害防止対策の徹底を要請してまいりました。また、集中的な現場指導でございますね。夏と冬に建設業の関係をやらせていただきました。

それから死傷災害のほうでございますけども、こちらの全業種の中で半数が、転倒・腰痛等のいわゆる行動災害でございます。こちらが多いのが、小売業、介護施設でございます。こちらも「+Safe協議会」というものを、まさに昨日、実は第2回の「+Safe協議会」、小売業と介護それぞれにつきまして、午前・午後で開催したんでございますが、かなりのリーディング企業における自主的な安全性活動の導入を支援するということを目指したこの協議会、これを設置し運営してまいったところでございます。また、個別企業の育成支援も行ってきたということでございます。

13次防期間、残り1か月を切っておりますけれども、最後まで全力を尽くして当たりたいというふうに思っております。

さて、それで、いよいよ今日の中心議題でございますが、2027年度までの5か年を取組期間とした次の災害防止計画、14次防でございます。こちらがスタートするわけでございます。従前の労働災害減少という目標の中で、労働災害の件数を一つの指標として達成に向けて、その施策を立てていくという内容でございますけれども、新規計画がこのアウトプット指標というちょっと新しい考え方も出てきてございます。こちらも、全国全ての労働局で設定するということになってございます。

また、東京オリジナルの部分というのもございまして、14次防では、本省の計画を踏まえつつも、やはり都内に本社機能が集中しているので、そちらを対策、本社機能もそこを指導すれば全国に波及するということ。

それから、オリ・パラ後、引き続き再開発がかなり進んでございます。こういった再開発プロジェクト、こちらのほうに対策を充てる、こういったような特徴も反映した内容になっているところでございます。

この後、13次防の進捗状況、それから14次防の案につきまして説明いたしますが、その内容につきまして御審議いただき、忌憚のない意見を頂戴できればと思います。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

脇坂部会長

ありがとうございました。

それでは、議題にあります第14次東京労働局労働災害防止計画の概要について御説明願うんですが、先ほど部長からもありましたように、アウトプット指標とアウトカム指標というのが新しく出てきますので、これも、私、前もって見て、ああ新しいなというふうに思ったんですが。

では、事務局から御説明をお願いします。

安全課長

改めまして、安全課長の小嶋でございます。私のほうから、13次防の進捗状況をまず御説明差し上げた後に、14次防の計画の概要について御説明をさせていただきたいと思います。

13次防計画の進捗状況につきましては、安全課の担当分は安全課から、健康課担当分は健康課からと。14次防の概要については、私からまとめて御説明をさせていただきたいと思います。

それでは少し長くなりますので、着座にて失礼をいたします。

お手元に配付をさせていただいております、「13次東京労働局労働災害防止計画の進捗状況と今後の取組について」という資料を使用しまして、こちらを基に、まず13次防計画の進捗状況をお話し申し上げた後に、14次東京労働局労働災害防止計画（案）簡易概略版」というものの資料がございます。こちらの資料に基づきまして、14次防計画の概要について御説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、まず13次防計画の進捗状況について御説明をさせていただきます。

13次防計画については、平成30年度より5か年計画ということで、本年度のこの3月31日をもって終了、また4月1日から14次防計画というような状況になってございます。計画の目標の基本の目標としては、2ページ目に御覧いただきますように、死亡災害については15%以上減少させる。死傷災害、これは死亡災害を含むというような状況でございますけども、5%以上減少させるということを大きな目標に掲げて、各業種別の目標を立てながら、一番下に書いてございます三つの事項を基本的な考え方として取組を進めてきたというところでございます。

それで、具体的にどういう災害状況になっているかというところが、次のページをおめくりいただきますと、3ページ目でございます。死亡災害については、平成12年の数字から載せてございますけれども、長期的には減少傾向にあるという状況下でございます。死傷災害については、長期的かつ近年は増加傾向にあるというような状況でございます。

「13次防計画の目標と災害発生状況」という資料が4ページにございます。冒頭、井口部長からお話をさせていただきましたように、死亡災害については、56の目標に対して53ということで、現時点では達成見込みというような状況でございますけども、その他の指標については、未達成ということが確定的な状況でございます。具体的な詳細は、この後、御説明をさせていただきたいと思います。

この後、御説明をさせていただいた数字、今、御説明させていただいた数字でございますけども、全て新型コロナウイルス感染症の罹患による数

字を除いたもので説明をさせていただきたいと思います。13次防計画を立てた段階では、コロナの影響を受ける受けないというのは、そのときは分からなかったというところでございますが、14次防計画においては、もうこのコロナの数字を除いた上で、真の災害によってどのような形で被災されているかというのを分析した上で対策を進めるということになっております。目標の立て方としても、評価の仕方としても、コロナの件数を除くということになりますので、これ以降はコロナを除く数字ということで捉えていただければと思います。

6ページのスライドを見ていただけますでしょうか。

13次防計画の進捗状況、死亡災害の部分でございます。先ほど御説明をさせていただいたように、死亡災害は現時点で53名ということで、令和4年の数字でございますけども、目標の56人に対して下回っているというような状況でございますが、下側の死亡災害発生状況の推移のグラフを見ていただきますと、建設業においては、基準となっている平成29年の28人よりは減少しているものの、令和3年、令和4年というところで、非常に増加をしているということで、危機的な状況にあるというところがございます。死亡災害については、どういう事故の型で起きているかというのが右側に書いてございまして、墜落・転落という部分が引き続き多く、4割を占めているというような状況になっております。

続いて、休業4日以上死傷災害というものがどういう状況にあるのかというのが7ページでございます。冒頭申し上げましたように、休業4日以上死傷災害は、近年増加傾向にありまして、平成29年の比較をしますと、1万161人でございますので増加をしているという状況でございます。そのうち第三次産業の占める割合が60%を超えている状況でございます。こちらの第三次産業の数字も伸びているという状況でございます。

事故の方の特徴としましては、右側の円グラフでございますけども、転倒、動作の反動、無理な動作ということで、ここの二つの災害で5割弱を占めているというような状況でございます。これは、労働者作業行動に起因する行動災害と言われているもので、全業種横断的に発生をしている状況でございます。ここをいかに食い止めるのかというのが、休業4日以上

の死傷災害を減らす上での課題であるというような状況でございます。

では、今、全業種についてお話をさせていただきましたけども、業種別の災害の発生状況について、ポイントだけ簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

その下の8ページでございます。

まず1点は、私どもの最重点である建設業です。死亡災害の4割を占めているというところで、建設業の対策が非常に、極めて重要になるというようなことでございますけども、実際に昨年発表した25人中14人の方が、墜落・転落により亡くなられているという状況で、災害の方としても墜落・転落は非常に多いというところでございます。

経験年数別、年齢別のグラフを見ていただきますと、特に経験年数別では、5年未満というところが全体の3分の1を占めるという状況でございます。年齢別については、年齢が高くなるほど災害の発生が多くなっているというような状況になってございます。

次のページは、小売業ということで、第三次産業にスポットを当ててということでお話をさせていただきます。転倒災害が最多、動作の反動・無理な動作が20%ということで、この二つ、今、先ほど死傷災害、全業種の話でお話をさせていただきましたけども、行動災害で半数を占めているというような状況にございます。経験年数50歳以上の災害が多いというところは、同じ傾向になっているというところでございますけども、建設業よりは、この第三次産業の部分について、より高年齢労働者の災害が多くなっているというような状況でございます。

続いて、飲食店が下側というところでございます。令和3年は、少しコロナの影響を受けまして飲食店の災害が減ったんですけども、現在では、今までと同じような水準の災害の件数になっています。

具体的に、じゃあどういう災害状況かというところ、全業種横断的に発生している転倒というものが4分の1を占めて、業種特有の包丁使用時の切創とか、食材加工時のやけどとか、そういったところが発生しているというようなことで、切れ、こすれ、高温物等との接触という部分が多くなっているというところでございます。

飲食店のみ年齢別のところの傾向が少しだけ違いまして、30歳未満ところが、少しボリュームゾーンとして多くなっていると。それ以降は、年齢が高くなるにつれて労働災害が発生していると。経験年数については、5年未満という傾向は変わっていないというような状況でございます。

次のページをお開きいただきますと、社会福祉施設、11ページでございます。こちらは介護作業時を思い浮かべていただきますと、一番想像ができるかなと思いますけども、動作の反動・無理な動作、腰痛という部分が非常に多くなっていて、次いで転倒災害が多くなっているというような状況でございます。先ほど井口部長からお話をさせていただきましたけども、小売業、社会福祉施設について、この行動災害という部分が非常に多くなっているところを、いかに減らすのかということになっているところでございます。5年未満、高年齢労働者の災害が多いところの傾向は、他業種と変わらないところでございます。

続いて、ビルメンテナンス業、12ページでございます。これは転倒が最多というような状況で、ほかの全業種で26%程度というお話でございますので、それよりも20ポイント高いところでございます。約半数が転倒災害によるもので、5年未満の災害が多くて、ここはほかの業種よりも特徴的で、より60歳以上の高年齢労働者の災害の割合が極めて高いというような状況になっているところでございます。

次のページが、13ページが、最後、陸上貨物運送事業でございます。陸上貨物運送事業については、荷の取扱い時における腰痛が多いということで、動作の反動・無理な動作が最多で。加えて荷台からの墜落・転落というところが2番目に来ているというような状況でございます。経験年数別の話、また高齢者労働者の災害が多い年齢が高い部分という部分は、ほかの業種と大きな傾向の変化はないというような状況でございます。

最後に、安全分野の目標の達成状況でございます。冒頭触れさせていただきましたので簡潔に申し上げますと、死亡災害について達成見込み、それ以外については未達成というのが確定的な状況になっているところでございます。

13次防の安全分野の説明は、以上でございます。

健康課長

続いて、健康分野につきまして、説明をさせていただきます。スライドの番号で言いますと、15番からという形になります。着座にて失礼いたします。

まず13次防計画の健康分野の目標でございますが、15番のスライドの上の囲みの部分ですね。1番から3番まで三つの項目について目標を立てております。

それで、一つ目としてメンタルヘルス対策、ストレスチェックの結果を集団分析して、その結果を活用した事業場の割合ということが60%以上。二つ目としまして、腰痛予防対策、これは特に業種として第三次産業と陸上貨物運送事業、これについての腰痛の災害、これを2017年と比較をして2022年までに5%以上減少。三つ目としまして、熱中症対策。計画期間中に死亡災害を発生させないと、こういう計画を、目標を立ててやってきました。

結果としまして、一つ目、ストレスチェックの関係でございますが、これ、毎年50名以上の事業場を対象として、自主点検をしております。その結果によりまして、直近、令和4年10月に実施したものにおいて、76.3%ということで、目標達成という形になります。

2番目、腰痛災害につきましては、この5年間でどの業種も増加をしているという状況でございます。これは目標達成できず。

熱中症。熱中症につきましては、計画、この5か年計画の初年ですね。平成30年、非常に猛暑でございました。ここで熱中症による死亡者4人ということで、目標を達成できずというような結果に終わっております。

それで、個々の数字を見ていきますと、スライドの16番、ストレスチェックの自主点検ということで、実は都内50名以上の事業場が2万4,000事業場ございます。これを、全てを自主点検するのはちょっと難しいということで、幾つか同じような山に分けて、それぞれについて1年ごとに自主点検を実施したと。令和2年度については約5,200人、令和3年度、令和4年度については、約3,500の事業場を対象として自主点検をしたということで、その結果としまして、72%、75.4%、76.3%。年々、ちょっとずつ上昇しているという状況でございます。

それから、スライド番号17番ですね。13次防から14次防への展開ということでございます。13次防の目標としましては、先ほど説明したとおり、ストレスチェックの結果を集団分析しまして、その結果の活用ということでございましたが、14次防につきましては、ここに掲げる三つの項目ですね。メンタルヘルスに取り組む事業所の割合、これを2027年までに80%以上とするということ。

それから、50人未満の小さい事業所におけるストレスチェックの実施の割合、これを50%以上にするということ。

三つ目として、必要な産業保健サービス、これ、内容としてちょっと下のほうに注意書きがございますけれども、これを提供している事業所の割合、これを2027年までに80%以上にするというような目標を立ててございます。

これは、それぞれにつきまして、東京において現状何%なのかというのは、現在、数字が分からない状況です。初年度に、自主点検という形で事業場に確認をして、東京での状況について把握した上で、5年間の傾向を見ていくという形になります。

ここで訂正がございまして、50人未満の小規模の事業場におけるストレスチェックの実施の割合、括弧書きの中で、これは実は括弧の中というのは参考の数字として、全国の労働安全衛生の調査の数字を入れてございますが、ここが62.4となっていると思います。これを訂正で53.7でお願いいたします。これは10人～29人の規模の事業場の令和3年の全国調査の結果ということでございます。

それで、この三つの目標に対して、この一番下の17スライドの一番下の囲み、こういうことについて、実施をしていく予定ということでございます。小規模事業場における取組の重点に対策を講じていくという形になりますので、産業保健の相互の支援センターですとか、地域産業保健センター、こういうところも活用しながら、取組を進めているという形になります。

それから、スライドの18番、腰痛対策ということでございます。これについては、この5年間で5%以上減少という目標を立ててございましたが、

ここにあるように、全業種、それから第三次産業、それ陸上貨物運送事業、いずれの項目についても、2022年の数値が非常に増加をしているということで、2017年の数字に比べて、いずれもプラスということで目標が達成できなかったという形になります。

右のほうに、ちょっと経年的なものが書いてございます。2018年は減少したんですけども、それ以降は増加というような状況になってございます。

それから、次のスライドです。スライド番号19番、腰痛の関係。

13次防計画におきましては、腰痛対策、特に三次産業と陸上貨物運送事業、これについて検証目標を立ててございました。これが14次防においては社会福祉施設、特に腰痛が多いということで、そこにおいてノーリフトケア、これを導入している事業場の割合、これを5年間、2023年と比較をして、2027年までに増加をさせるという目標を立ててございます。

これも同じく2023年、いわゆる来年度ですね。来年度に自主点検等で、まず東京での実態を把握するということから始まります。この数字を基に、どういう形で導入が上がっていくのかということ、把握をしていくという形になります。

取組としては、一番下の囲みにあるようなものでございます。腰痛予防の対策の指針が出ておりますので、そういうものについてさらに周知をするということ。

それから、昨年度から取組をしてございます、「+ Safe協議会」会員事業場がございまして、この中で腰痛予防の対策の推進ということを図ることとしております。

それから、スライド番号20番、熱中症の関係です。これも13次防計画の目標においては、計画期間中、死亡災害を発生させないという目標でございましたが、この下に書いてあるとおり、初年、2018年に死亡者4人という形になりました。この年は非常に猛暑ということがございました。それで、経年的なものを見ていきますと、2022年ですね。いわゆる今年の夏ということになりますけれども、これも非常に猛暑ということで、5人の方が熱中症死亡でございまして。そんな状況で推移をしているということでご

ざいます。

この参考の数値としまして、猛暑の日数とそれから平均気温、これ5月から9月の平均の気温ということ載せてございます。特に、休業4日以上、それから死亡を足したものと平均気温、これが非常によく相関関係がございまして。この下のグラフのとおり、全く同じような軌跡をたどるといいう形になりますので、将来的にこの数値も見ながら、実際どういう挙動をするのかということで、災害の状況を確認していきたいと考えております。

最後、21のスライドです。熱中症対策につきましては、13次防期間中は死亡災害を発生させないという目標でございましたが、14次防におきましては、熱中症災害防止のための暑さ指数ですね。これを把握している事業場の割合というところに着目をして、2023年と比較をして2027年までに増加をさせるということです。この数値についても、現在、東京においてどれくらいのパーセントなのかというものがございませぬ。初年度にこの導入状況、活用状況について確認をした後、各年の状況について見ていくという形になります。

取組としては、一番下の囲みにございませぬけれども、熱中症対策につきましては、特に早い段階からいろいろ周知をしていくということが必要になります。4月、5月ぐらいから各団体にお声がけをしたり、各事業場にいろいろ周知をしたりということから始まりまして、この、特に4月から、9月までの間、重点的に取組を進めていくということにしております。

以上、健康課からの説明でございます。

安全課長

それでは、続きまして14次防計画の概要につきまして、お手元に御用意させていただいている簡易概略版というものを基に、簡潔にポイントを絞って御説明を差し上げたいというふうに思います。

1枚おめくりをいただきますと、「計画のねらい」という部分でございます。13次防計画に続き、労働災害、本来あってはならないということで目標値を定めませぬけど、死亡災害は0、災害は起きないほうが良いという前提の下に取り組むという中で、「Safe Work TOKYO」というロゴマークを作成してございまして、これを引き続き使用して上で、キャッチフレーズは「トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」」というもの

を基に、5か年進めていくということで考えております。

13次防のこのキャッチフレーズは、トップが打ち出す方針をみんなで共有、生み出す「安全・安心」と。共有は終わったので、それぞれ一人一人が自分事として安全対策を進める、自分事として考えましょうということで「みんなで宣言」というふうにしています。次のステージに行きたいということで、このキャッチフレーズとしているというような状況でございます。

次は、4ページ目のスライドでございます。これは三つの基本的考え方という部分でございます。本省の労働災害防止計画の本文の中では、こういう三つの基本的な考え方とかというものは示されておられませんので、東京としてどういうふうに取り組むのかという項目について、13次防に引き続き三つを大きく掲げてございます。

そのうち一番上の項目、本社機能が集中する東京初の安全衛生対策の普及拡大という部分と、行政が進める安全衛生対策の見える化という部分については、13次防から継続して行うということでございます。真ん中の都市開発プロジェクトに関連した安全衛生対策というものが新規というような状況でございます。

13次防については、オリ・パラの安全対策の推進を掲げておりましたオリンピック・パラリンピックの関連工事がピークを迎えたときの数字から若干下がった後に、再度、同じぐらいの水準まで再開発のプロジェクトが進んでいるというような状況でございますので、先ほど13次防の進捗状況で申し上げましたように、建設業等で死亡災害が多発しているということで、ここを重点的に取り組む観点から、この内容とさせていただいたというような状況でございます。

次のページをおめくりいただきますと、先ほど部会長からもお話をいただきましたけども、アウトプット指標というか、新たな指標が今回盛り込まれたということが、14次防計画で最大の変更点というような状況でございます。

アウトプット指標、アウトカム指標、どういうものかといいますと、これまではアウトカム資料という形で、実際に災害が発生した件数という結

果の目標だけを立ててきたというような状況でございますけども、その結果の目標を達成するために、事業者において取り組むべき事項について、目指すべき水準を数値化したというものが、アウトプット指標でございます。

このアウトプット指標、アウトカム指標につきましては、これからちょっと具体的にどういうものが立っているかというのは御説明を差し上げますけども、あくまでも全国版の労働災害防止計画の指標の数字を基に、全国、大体その数値をならった上で立てているというような状況でございます。東京も例外なく全国の計画を参考にして、同じ数字をまずは立てています。先ほど健康課長からもお話をさせていただきましたように、まず初年度は、実態を把握した上で、その数字がなくなるかどうかというのは、来年度の部会の中でも評価をした上で進めていくということで考えております。その前提を基に、お聞きをいただければというふうに思います。

それでは、6ページを御覧いただけますでしょうか。

まず、死亡災害についてどういう状況で、じゃあ、その指標としてどういうものが立っているのか。取組として何を予定しているのか、こういう順序で対策ごとにお話をさせていただきますが、死亡災害、先ほど13次防の進捗状況と重複する部分もありますので、ポイントだけお話をさせていただきますと、死亡災害は長期的に減少傾向にある中で令和3年、令和4年は増えてきており、建設業の死亡災害が最多であると。その他陸上貨物、製造業、ビルメンテナンス業ということで、この業種を合わせると全体の3分の2になるので、この業種を全体的に対策を進める必要があると。

実際に災害の型別に見ると、墜落・転落は非常に多いということ。多くが建設業、25名中14名というような状況でございますので、今申しあげましたように、再開発プロジェクトの関係で大規模建設現場というのが非常に多くなっているという状況でございますので、これを最重点業種として取り組むということでございます。

次のページに、どういう指標を立てているのかというものがございますので、7ページのスライドを御覧いただけますでしょうか。

これまでは、先ほど申しあげましたように、アウトカム指標の数字を見

ていただきますと分かりやすいかなと思います。建設業であれば、死亡者数は15%以上減少というふうに書いてございますけども、この15%以上減少するために、じゃあ何に取り組むのかというところが一つの指標として、左側に建設業の墜落・転落のリスクアセスメントの実施する事業場の割合は85%以上にすると。陸上貨物運送事業については、死傷者数を5%以上減少させるというアウトカム指標を達成するために、荷役作業におけるガイドラインの取組を進める事業者を45%以上とするということでございます。陸上貨物運送事業は、災害の7割がこの荷役作業中ということでございますので、そこにスポットを当てているというところでございます。

製造業については、機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を5%以上減少させるということでございます。そのために機械によるはさまれ・巻き込まれの防止対策に取り組む事業場を60%以上とするというような状況でございます。これはもう機械災害の4分の1は製造業ということで、相変わらず状況は変わっていないという状況でございますので、このような目標になってございます。

業種別にどういう対策を打っていくのかというところでございますが、それが8ページにございます。建設業及び陸上貨物運送事業は、先ほど災害発生状況でも御説明しましたけども、墜落・転落という災害が非常に多くなっているということで、それに関係して本省のほうで検討会が立ち上げられた上で、省令の改正が行われるということでございますので、そういった内容について、引き続き周知をしていくということがございます。

製造業については、リスク低減への取組を推進ということで対策を進めていくというような状況でございます。

次のページをお開きいただきますと、死傷災害についてどのような対策を打っていくのかというところでございます。9ページでございます。

死傷災害、こちら先ほどと重複する部分が多いですので、ポイントを絞ってお話をさせていただくと、死傷災害については年々増加傾向にある中で、実際に上位7業種の災害で6割を占めていると。この中身を見ますと、製造・建設・陸運というのは減少している状況ではあるものの、重篤な災害がこれら業種は発生しています。

一方で、小売・社福・飲食店・ビルメンテナンス業という部分の第三次産業の分野については増加をしているということで、こちら、いずれも目標未達成というところがございますので、引き続き重点業種として取り組む中で、実際の事故は、行動災害と言われるものが約半数を占めていて、業種問わず発生しておりますので、業種横断的に対策を進めているというような状況でございます。

具体的にどのような指標を立てているのかというのが、10ページでございます。アウトプット指標としては、今申し上げていた4分の1を占める転倒災害について対策に取り組む事業場の割合を50%以上にすることによって、災害を減少させるという指標を立ててございます。

小売業、社会福祉施設の事業場における正社員以外の労働者への教育実施率を80%以上にするというような目標を、アウトプット指標として立てております。この二つを達成することによって、先ほどの転倒災害を減少させるというところがございます。平均休業見込みについても、40日以下とするということがございます。実際、転倒災害によってけがをすれば、1か月を超える休業期間になる災害が非常に多いということから、この日数を定めているというような状況です。

社会福祉施設の介護・看護作業のノーリフトケアの導入割合については、先ほど健康課長より御説明差し上げたとおりでございますけども、それを増加させることによって、腰痛災害を減少させましょうというような状況になってございます。

死傷災害のもう一つのトピックスとしては、労働災害の中で高年齢労働者の災害が非常に多いというところがございますので、その指標としては11ページを御覧いただけますでしょうか。高年齢労働者の安全性確保の取組ということで、エイジフレンドリーガイドラインという中で安全衛生対策をどういうふうに取り組むのかということを決めてございますので、それに基づく取組を実施する割合を50%以上にすることで、60歳代以上の死傷災害を減少させるというような目標としてございます。

対策の、じゃあ具体的にどのような取組をするのかということでございますけども、高齢者対策としては、先ほど申し上げたガイドラインによる

周知啓発をしたり、転倒災害発生状況や第三次産業による業界の実態の即したようなツールを作成しまして周知をしていくということでございます。介護の関係は、先ほど御説明をさせていただきましたので、割愛をさせていただきます。

次のページ、13ページでございます。メンタルヘルス対策関連、産業保健活動関係ということでございます。13ページの内容につきましては、先ほどの健康課長の説明と重複をしますので、こういった状況がある中で、どういう目標が立っているのかということだけ御説明したいと思っております。

14ページのほうに、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は80%以上、50人未満のストレスチェック実施の割合も50%以上と、産業保健サービスを提供している事業場の割合は80%以上と。この三つのアウトプット指標を立てることで、アウトカム指標として、職業生活で強い不安、悩み、ストレスがある労働者の割合を50%未満としましょうということで考えてございます。

具体的にどのように取り組んでいくのかというのは15ページのところでございます。対策は先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

続いて最後でございますけど、16ページでございます。化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性というところでございます。

化学物質に関連する労働災害というのは、13次防期間中、毎年45件程度発生しています。業種別では製造業のみならず、建設業、第三次産業における労働災害も非常に多くなっているというような状況でございます。

災害の中身を見ますと、個別規制の対象外となっている物質による労働災害が全体の6割、全国では8割を占めているということでございますので、これに基づいて現在個別規制の対象外となっている物質のうち、危険性、有害性が確認できている化学物質については、自律的な管理をする法令が今後施行されるというような状況でございます。

このような状況を踏まえまして、指標としてどういうものを立てたのかというのが、17ページでございます。アウトプット指標として、上が、化学物質を製造する事業者の指標でございますけども、ラベルの表示、SDSの交付を行っている事業場の割合は80%以上にすることとしています。

実際に使う側というところで、危険性・有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントの実施、またはその結果に基づく措置を実施している事業場の割合も80%以上にすることとしています。これらを実施することで死傷災害の件数を5%以上減少させましょうというような状況でございます。

この点を2025年までにいうことで、ほかの指標が2027年までというふうにさせていただいておりますけれども、2026年4月に、この今、先ほど申し上げました化学物質の改正が全て完了すると。要は令和6年4月1日から段階的に化学物質に追加されていく危険性が確認されている物質については、段階的に法令の中で規制がかかっていくということが予定されてございまして、この円滑な施行に向けて最終の2026年4月の施行の前に、この割合をしっかりと増やしていきましようということで、指標として立てているということでございます。

熱中症災害防止については先ほど御説明したので、割愛させていただきますが、暑さ指数を把握、活用して、その事業場の割合を増加させることで、熱中症の減少をさせるということでございます。

化学物質による健康障害防止の推進の取組事項については、次の18ページでございますけれども、業種別のマニュアルを作成してそれを周知したりとか、今回、改正事項が多いですので、その化学物質の管理の専門家の要件を満たす各団体を事業者へ周知したりという対策を予定してございます。

全体の最後の19ページでございます。今申し上げた指標全てを達成すると、期待される結果としてどういうものがあるかということで目標を立ててございますけれども、死亡災害を5%以上減少させる、死傷災害については減少に転ずるということでございます。冒頭申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症の罹患によるものは含まないということでございます。

13次防については、死亡災害15%以上減少、死傷災害については5%以上減少というふうにしてございますが、それが、今の災害の傾向を踏まえて、このような書き方になっているということでございます。

1点、御意見を特にいただきたいなというふうに思っているのは、この死傷災害について減少に転じるというふうに書いてございますけども、死傷災害、今、1月末だと1万161件、で、確定値になるのが3月末の状況になりますけど、大体そこから6%ぐらい増えた数字が、大体の確定値になってくるということで、1万1,000件弱というようなものが確定値になるのではないかなという予測をしている中で、対外的にこの減少に転ずるといっても具体的な数字が分かりにくいというような御指摘もあるかなというふうに思いますので、具体的な数字としてどのような数字を書いていくべきなのかということですね。何か御意見があれば、ぜひいただきたいというふうに思います。

このような結果を期待しながら、ただ、実際に先ほど申し上げましたようにアウトプット指標については、寄るべき基準値がまだ今はないというような状況でございますので、実際に初年度、実態を把握した上で、しっかりと取組をして、把握した内容に応じて計画を見直すことも検討するというような状況でございます。

すみません。簡単ではございますが、以上でございます。

脇坂部会長

ありがとうございました。大きな話としては、一番最後の13次防ではあった数値目標が、14次防の原案といたしますか、今日の資料の説明には数字が入っていないというところだと思います。

それ以外にも、アウトプット指標、初めてなので、なかなか数値の根拠とかその他難しいわけですけども、どんな細かいことでも御質問、あるいは御意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、長江さん。

長江委員

御説明ありがとうございます。長江です。

まず最初の13次防についてお伺いしたいことが4点、それから14次防に関してコメント及びお伺いしたいことが4点ございます。

脇坂部会長

まず13次防から、4点まで1個ずつ答えてもらおう。その解答に。

長江委員

一つ目ですが、13次防計画のほうで、小売・飲食のところで、年次の若い人が、かなりやけど等が多いというお話がありました。第14次防について、特に小売業に関して、アウトプット指標やアウトカム指標とかという

のを考えるのにお考えになったほうがいいんじゃないのかなと思ったのが、若年層、特に20代、30代の死傷者数がかなり多かったというところから、正規・非正規の区分まで分かるかどうかというのを伺いたいです。

脇坂部会長 まず一点。答えてください。

安全課長 正規・非正規の災害発生件数の関係でございますけども、今、休業レベルの災害を起せば、監督署へ労働者死傷病報告というものを、法律に基づいて提出することになっておりますけども、その様式の中で経験年数区分はあるんですけども、正規・非正規というところは、特段取っていないという状況でございますので、把握はできていないというところでございます。

ただ年齢別とその経験年数別を見れば、例えばこの飲食店については、20～29というふうになっておりますけども、若い世代が、非正規の方が多んじゃないかというところの推測はついていてというところでございます。

以上です。

脇坂部会長 それを14次防の、例えばアウトプット指標にするかどうかということは検討されたんですか。

安全課長 実際に本省で立てているそのアウトプット指標を前提として進めているというところがございますので、そこについて追加するということはしていないというところがございます。

ただ、飲食店については、そこまで災害が増えていないというところがありますので、特出しとして出していないというところがございます。

脇坂部会長 分かりました。じゃあ、いいですか。じゃあ、次に……

長江委員 大丈夫です。

脇坂部会長 じゃあ、次の2点目。

長江委員 すみません。13次防計画の進捗状況のストレスチェックの自主点検の状況についてというところです。

令和2年度、3年度、4年度というところでお聞きしたかったのは、このストレスチェック実施事業所というのは、いわゆるアウトプット指標になっているのではないかと思いました。それでストレスチェック事業点検に関しては、アウトカム指標が、精神労災支給決定数（東京）と想定され

ます。そうすると、14次防で考えていくアウトプット指標と想定できる、ストレスチェック実施事業者というところの達成比率が増えていますが、アウトカム指標になっている精神労災支給決定者数というものも増えていきます。つまり、アウトプット指標とアウトカム指標を仮に今述べたように設定したとしたら、達成できていないという話になると思います。そういうところを分析していただいて、14次防のほうに組み込んでいただいたらどうかというのを考えたんですけれども、その点に対する御意見がございましたら、お願いしたいです。

脇坂部会長 質問の内容は、14次防のほうですか。14次防に入っているアウトプット・アウトカムにこれが入っていないという。

長江委員 いや、そういうことではないですね。まず、13次防計画のこのスライド16を見させていただいた限り、14次防でのアウトプット・アウトカムに対して同じ概念として当てはまるのが、ストレスチェックという。

脇坂部会長 これを概念として13次防のデータを当てはめるとするとということですね。

長江委員 そうですね。だから、そういうふうにお考えになられているのであれば、そうしたらアウトカムを精神労災支給決定数と考えますよね。そうすると、そのアウトプットでアウトカムがうまく達成できていないとなりますよね。

脇坂部会長 分かりました。

分かりましたか、質問。だから、14次防は違った指標になっちゃうわけだけど、ここをこの16ページのやつを見ると、どうなんだということ。

健康課長 分かりました。はい。

脇坂部会長 教えてください。

健康課長 スライド16につきましては、前段、ストレスチェックの実施ですとか、集団分析の活用とか、その数値を3年間、記載をしまして、ちょっと下の、あくまでも参考数値として精神労災の支給決定数ですとか、あと全国調査の中で、メンタル疾患による一月以上の休業者というその比率が出ていましたので、ちょっとその部分、参考数値で載せてございます。

それで、14次防につきましては、考え方としては、こういうストレスチ

チェックを実施する率を高めて、特に小さい事業場については、ストレスチェック自体を実施していない事業場というのがかなりございますので、そこについて、まずストレスチェックを実施していただいて、その後、重要なのはストレスチェックを実施した後、集団分析をして、それを活用するというのが一番重要なんですね。

その辺を上げていくことによって、アウトカム指標として、職業生活において強い不安とか悩みとかストレス、あるいは労働者の割合を減らしていくというような流れで考えています。スライド16の下の指標は、あくまでも参考的ということで載せたので、14次防のアウトカム指標とはリンクをしていないものになります。

長江委員 それは存じ上げているんですけども、実際これ、だから、もしこれをアウトプット指標・アウトカム指標として14次防に組み込んだとしたら、もともとのねらいとしてのアウトプットとしては、アウトカム指標と逆相関の関係になるので、そうすると意味がないということになりますよね。ただアウトカム指標の一つであることは間違いのないわけですよ、この労災認定者数というのは。なので、それも含めたように14次防でお考えになってはいかがですかという意見なんですけど。

健康課長 分かりました。確かにこのスライド16の上の数字と下の数字って、逆相関の関係で何か一生懸命、上のほうで実施率を高めても、実際に支給決定件数がどんどん増えてくるというような関係になっておりますが、ちょっとこの部分については、なかなかこの下の参考の数値を、じゃあどのようにしたら、こう、例えば労災の支給決定の人数を減らしていったりとか、あとメンタルの休業者を減らしていくというようなところが、この実際にストレスチェックの実施率を上げることで、ここはどういう形で効果があるかというのは、現在は分からない状況でございます。ですので、このあと5年間、数値をいろいろと把握をしつつ、その辺の状況を確認しながら、場合によってはアウトプット指標のほうを少し検討したり、考え直したりというような形で対応していくという形になるかと思えます。

脇坂部会長 それと、メンタルの場合は労災認定基準が途中、どこかで変わったんじゃないかな。ずっと一緒ですか、この5年間は。それによって随分数

値は影響しますよね。

労災補償課長 労災補償課長ですけど、お尋ねの精神障害の認定基準については、直近たしか令和元年度でしたっけ……

脇坂部会長 令和元年。

労災補償課長 令和2年度に。失礼しました、令和2年度に認定基準が改正となっております、そのときには、いわゆるパワーハラスメントの項目が追加されたと。向こう5年間の計画ということでございますので、途中で精神障害に係る認定基準が改正されることは大いにあり得まして、そうすると、この指標としては前提が変わるのではないかなというふうには、私の立場では考えます。

以上になります。

脇坂部会長 そこをちょっと。認定基準が変われば、変わりますよね。

労災補償課長 そうですね。認定率のところにも影響がある可能性があるということになるかと思えます。

脇坂部会長 そうですよ。だから、アウトプット指標、あるいは最後のアウトカム指標でも十分影響しますよね。そこはどう考えているかということになりますかね。

長江委員 今、注意というか、ここで変わりましたと入れれば、それで大丈夫だと思います。

脇坂部会長 これで二つ終わったよね。

長江委員 そうです。

脇坂部会長 三つ目。はい。

長江委員 すみません。ごめんなさい。

脇坂部会長 ちょっとね、長江さんばかり駄目だから、少し早めに。

長江委員 はい。分かりました。

次は、コメントなんですけれども、スライド17に関して、必要な産業保健サービスというのが注意項目でかなりたくさんあります。それぞれ事業場の割合を2027年までに80%以上とするという言葉でまとめると、必要な産業保健サービスというものを一くりにしてしまうことになります。これはちょっと書き方を工夫されたらどうではないですかというコメントで

ございます。

スライドの20なんですけれども、平均気温が高いと死傷者の指数が増えると。熱中症の場合はそうなるということは分かったんですが、ここで、これもコメントなんですけれども、2020年度と2022年度は、同じような感じで動いているんですけれども、死傷者数が2020年度は5名、2022年度1名という形になってはいますが、何でこの差が出てきたのか。平均気温でいくと、同じように24.1、24.2。猛暑日数でいくと、12と16と。この4日の誤差というのは、どのくらい効いているのか。

また、休業4日以上で死亡している人というのの数値が77から67に減少していると。この辺もどう関連しているのか、ちょっと分かりにくいと思ったので、分かりやすくまとめていただければ、相関関係が分かりやすいんじゃないのかと思った次第でございます。

脇坂部会長
長江委員

全体の時間もあるので、もう14次防のこの質問も四つあるんだよね。四つあります。

よろしいですか。ごめんなさい。

まずスライド10のアウトプット指標ですね。このノーリフトケアの導入事業場割合と書いてあるんですけれども、このノーリフトケアの導入事業場割合というのは、ノーリフトケアであるからには、確実にノーリフトケアであるからこそ教育が必要であって、その教育の項目を入れたほうがいいんじゃないのかというのが一つ目のコメントです。

脇坂部会長
健康課長

どうですか。

ノーリフトケアについては、現状についてこれから自主点検等で確認をしていくんですけれども、その中には、単に事業場に対してノーリフトケアを実施していますかという問いだけではなくて、そのさらに背景として教育をしているかとか、そういうことについて少し細かく聞いていって、それぞれの状況について、少し確認をしつつという形になります。

脇坂部会長

だから自主点検で、アンケートみたいなことをするわけです。そうすると、単に導入していますか、していませんかだけでなく、長江さんの言ったように教育の部分、その教育をやっていますかどうかも聞くということですか。

健康課長 はい。そういうことになります。

脇坂部会長 いいですか。

長江委員 はい。

脇坂部会長 大丈夫ですか。

長江委員 はい。それで、2つ目は、赤い冊子でいただいたメンタルヘルスの部分
です。実際のメンタルヘルスのチェックをやっている事業所が増えている
にもかかわらず、労災指標が件数として増えているというところで、何か
おかしいことが起こっている。だから、その辺はちょっと、より深くとい
うか、きっちりお考えになったほうがどうですかということです。

 三つ目が、化学物質のお話で、このアウトプット資料の作成のときに、
使用者さんたちと御確認をされているんでしょうかというところを、お伺
いさせていただきます。

脇坂部会長 使用者というか、今年のは違わないです。これから自主的にその他でや
るといふ。

長江委員 ええ。そうですね。だから、そのときに使用者ですね。実際、この化学
物質というのは、使わせている方々がやっぱり一番御存じだと思うので、
それで、その辺の連携というか、体制というか、そういうことをどうい
ふにお考えになっているのかというのが一つの質問です。

健康課長 この部分も、これから自主点検等で確認をしていくんですけれども、単
に事業者でこれをやっていますということじゃなくて、やはり、その設問
の中で少し掘り下げて、いろいろ、労働者に対しての教育ですとか、労働
者の何、そういうことを少し盛り込んだ形で、どのくらいかということ
を把握していく予定にさせていただきます。

脇坂部会長 これ労働者というか、資格を持っている労働者でないと扱えないん
ですよ。そうでもない。

健康課長 実際は、取扱い自体は誰でもいいんですけれども.....

脇坂部会長 誰でも、いいんですか。そうですか。

健康課長 内容によって作業主任者を選任したりとかそういうことがございます。

長江委員 すみません。それで、一番最後です。人数で、実際に以上・以下で示さ
れたらよいと思います。

脇坂部会長 数字を入れろということですね。

長江委員 そうです、そうです。だから、具体的数値としてどのようなものかというの、そのままがいいと思います。死傷者数、そのまま。2022年と比較してという文言が入っている以上、2022年は何人でした、で、それ以上、以下。

脇坂部会長 原案は、死傷者数が2022年と比較して2027年は減少するんだけど、何%とか何人とかというのを入っていないわけですね。

長江委員 そうですね。だからパーセントを5%ぐらいですか。

脇坂部会長 前は5%だったんですね。

長江委員 今回は入っていないんですけど……

脇坂部会長 何人以下ですよ。まあ何人以下でもいいし、何%でもいいし……

長江委員 パーセントは分かりづらいと思いますけれども。

脇坂部会長 実際に年度のが、分かったら、自動的に。

長江委員 これ、計算できればですけどね。

脇坂部会長 それは簡単だと思います。だから、その何%、数字を入れたほうがいいということですね。

長江委員 そうですね。はい。

脇坂部会長 じゃあ、いいですか。

長江委員 はい。

脇坂部会長 ほかの委員の方、どうでしょうか。どんな細かいことでも御意見。

細谷委員 細谷と申します。

説明ありがとうございました。建設業において、やはり若年入職者というのが減ってきてございます。代わりに、やはり高齢者、それから外国人労働者というのが増えているのが現状かなと思います。

そういった中で、14次防の中で高齢者対策ですね、これについては説明いただきました。ただし、全国的には、やはり外国人労働者というのが、災害が増えていると思います。東京局においても、ちょっと数値は示されていないんですけど、そこら辺をちょっと教えていただきたいのと、やはり、その外国人労働者、これからもやはり増えてくると思いますので、そういった施策というのは、14次防の中ではどのよう

にお考えになっているのかを、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

脇坂部会長 はい。外国人労働者、何か前、何年か前のところで数値も載って、ちょっと議論した覚えがあるんですけど、今回は全然載っていませんから。

安全課長 外国人労働者の関係でちょっとお話をさせていただきますと、確かに委員おっしゃるように、外国人労働者の労働災害というのは、全国的には増えているという中で、東京の災害発生状況を見ますと、東京は外国人労働者の3分の1、30%ぐらいが東京に労働者としているというような状況でございますけども、全体の全国の災害の3%程度しか災害が発生していない。

その半数が第三次産業という分野で発生をしているというところで、全国的にはどうしても技能実習生とかの関係で、製造業、建設業というところが多いという状況になってはいますけども、東京ではそういう状況ではなくて、第三次産業の分野で非常に多いというところで、今の死傷災害の状況を見てみますと、行動災害防止というところで柱に掲げておりますので、当然、私ども資料とか周知をする中で、外国人労働者を雇用している事業主さんを目がけて、そういった外国人関係の対策の周知をするということにはなっておりますけども、目立ったその災害発生状況にないということと、既存の第三次産業の対策の指標で何とかなるといふところの考え方で、あえて外国人労働者の目標値というものは立てていないというのが、今の東京の計画になっていると。

脇坂部会長 どうですか。何か僕も、建設業が多いので、外国人労働者が。多いかと思ったら数少ないと。

細谷委員 そうですね。そういうことをちょっとお聞きになっていなかったもので、局の外国人労働者に対する災害防止のツールとか、安全ツールとか、そういう施策なんかは、よく理解できているんですけども、やっぱり建設業においても多いのかなということと考えた関係で、今の御説明で大体分かりましたので、結構だと思います。

それから、最後の死傷者数の数値の件なんですけども、やっぱり数値的なものを入れたほうがいいんじゃないのかなというのは、私個人的に思います。

以上です。

脇坂部会長 ほかに、いかがでしょうか。

はい。どうぞ。

久保委員 御説明、どうもありがとうございました。労働者側の久保とありますが、2点ほどちょっとお伺いしたいところがあります。

13次防のほうの計画の16の指標のところでございますが、事業者数が50名以上の労働者の押し寄せる、事業者数が2万4,000ある中で、令和2年のときには5,000事業所を対象にしておりましたが、3年、4年と3,500と減っておりますが、なぜ、これは減らしたのか。やはり2万4,000ある事業所があるのであれば、多く取り扱ったほうがパーセンテージのほうも信憑性が出てくるんじゃないかというところがありますので、その中で、なぜ減らしたのかというところをお聞かせ願えたらと思います。

健康課長 令和2年度ですね、最初、5,200ということで実施をいたしました。ちょっと一番最初ということで、まず状況としても手探りの状況もございまして、取りあえず最初に全体2万4,000ありまして、それを同じような集団に分けて実施をしましたので、取りあえず最初は5,200と。次、3年度、4年度は3,500ということで、特にその数について特段の理由というのはなくて、初年度ですので、少し多めに実施をしてというふうな形で対応させていただいたという形になります。

久保委員 今後も、そうすると、やっぱり3,500ぐらいで推移していくということですか。

健康課長 はい。5年間で50名以上の事業場は、ちょっと増えていまして、今2万5,000ぐらいあるんですね。それを5で割ると、5,000ぐらいですね。そのぐらい規模で大体5年間、経年的な状況を見ていくというふうな感じになると思います。

久保委員 では、今後は、やっぱり5,000ぐらいの事業所に案内を出して、事業者数で取っていきたいということによろしいですか。

健康課長 そういう形になります。はい。

久保委員 すると、これ3年、4年で取った数値と、今度の5年とのあれですと、また数値的な、5,000の中で戻ってくるのは約6割ぐらいとすると、やっぱ

り3,000ぐらいになってしまうと、やっぱり割り算でしているんで、こういう率も変わってきますよね。すると、毎年毎年これ、率が変わってくるといのもおかしなデータになるんで、できれば合わせていただいたほうが、我々としては、見方としてはいいんじゃないかと思うんで、今後5,000とするのであれば5,000にそろえていただければと思うんですけど。

健康課長 はい。分かりました。5年間ですね。はい。了解しました。

脇坂部会長 まあ、でもここに書かれているのは、規模、業種、地域が、一応調整しているんですよね。

健康課長 調整しています。同じような比率に。

脇坂部会長 統計学的なサンプル数は、ある程度超えれば、むしろきちっと分布、分布というか、それは調整されているかどうかのほうが圧倒的に大きくて、それを1万にしても2万にしても、それがうまくなっているかどうかのポイントなんで、大丈夫なんですね、本当に。規模、業種、地域。

健康課長 ええ。この部分はちゃんとやっています。規模と業種、地域ですね、その辺について、同じようなものでやるということで、ばらつきがないように実施しております。

脇坂部会長 それであれば、あんまり私はこだわらなくてもいいんじゃないかと。どうぞ。はい。

久保委員 もう一点は、14次防のほうなんですけど、やはり最後の19のスライドの数値のところでございます。我々労働者側としましても、皆さんにお願いしているのは、やっぱりゼロに向かって皆さん、指導していったり、死亡者数、死傷災害もうゼロに持っていくという中の取組をしている中で、数字的なあれが出てこない、じゃあ、どういうふうに取り組んでいってもらいたいかというのは、話すあれができないんですよね。できましたら、ここ、数字を出していただきたいのと、それから死亡災害が今まで13次防15%以上を目指すと言ったのが、5%に下がってしまっているというところが、なぜ5%に下げるんだという根拠を出さないと、皆さんからして何で13次防15%に対して、何で14次防に行ったら5%なんだと。やはり5年間で15%を目指すのが本来じゃないのかということと言われるんで、そこはちょっと説明していただければと思います。

脇坂部会長 はい。数字の根拠ですね。

安全課長 この死亡災害、死傷災害の減少で、死亡災害が5%で後退しているというのは、御指摘のとおり、これは全国の計画を本省のほうの審議会の中で、全国的なトレンドを見た上で数値を決めたというところがございます。私どもとしても、その数字をまず前提として、目標として掲げるということで、全国的に統一的にやっていこうという話になっておりますので、ちょっとお答えにはならないですけど、その根拠というところは、今、私のほうで説明はちょっと難しいというところがございます。

ただ、本省による基準で、過去の災害発生状況、全国的な統計を見た上で設定されたものということになります。

脇坂部会長 そのほうが全国で決まった数値での根拠みたいなものは書いていないんですか。

安全課長 これも、アウトプット指標とアウトカム指標というのをそれぞれ立てていまして、これを全て達成したら、この5%以上減少させることができるであろうというような形で本省が示したというところで、それ以上の根拠というのは示されていないというところがございます。

なので、当然委員おっしゃるように、私どもは死亡災害はこの目標値を定めますけど、当然0じゃないと駄目だというところの強い思いを持って対策を進めるということ自体は進めていきたいと思えます。

脇坂部会長 よろしいですか。

ほかに、はい、どうぞ。

高橋委員 まず、今の政策の成果のことで、コメントをさせていただきたいと思えますけども、死亡災害のところの語尾ですね。減少するになっているんですね、今回。13次防は減少させるという強い意思が込められていましたので、14次防でも減少させるとすべきではないでしょうか。死傷災害も通知を入れるか入れないかは別にしましても、減少させるというふうな記述ぶりとさせていただいたほうがいいんじゃないかというのが1点でございます。

もう一点は、質問でございます。今回新しくアウトプット指標が掲げられているわけでございますけど、恐らく本体の計画案のほうで見たほう

が、一気に列記されているから分かりやすいのですが、6ページから7ページにかけて、今回アウトプット指標が先ほど御説明があったとおり列記されています。健康分野の御説明のときに、東京都の数字はないものがあるという御説明もありましたが、ここに掲げられている6ページから7ページのアウトプット指標の中で、現在、東京都の数字があるものがあるのか、ないのか、それについて御説明をいただきたい。その上で、今回数字が掲げられておりますけども、それぞれの数字の根拠といいますが、どういう考え方の下、東京都の数字がないのに数字を掲げたのかということについて教えていただければと思います。

脇坂部会長 最初の質問は、僕も気がつかないんですけど、前は「させる」だったと。これ何かそういうふうにした、何か意味があるのかも教えてください。

安全課長 「させる」という形で統一をさせていただきます。

脇坂部会長 変更するということですね。

安全課長 はい。

脇坂部会長 承知しました。はい。じゃあ、もう一つの細かい質問。

安全課長 アウトプット指標の関係でございます。安全関係について、まず申し上げさせていただきますと、安全関係の指標については、これは全国的に本省が立てた指標を基に、その数字で立てるということで、東京の数字は出ていなくて、本省が立てたその根拠という部分でございますけども、これはあくまでもその全国の中間くらい位置するというふうに本省が位置づけて、姫路の労働基準監督署の管内で1,500ぐらいの事業場に対して緊急調査を行って、その回答があった結果で、大体これぐらいの、例えば60%の数字だったんで、目指すべきところは70%にしましょうと。そういう形で本省が立てたということもございます。なので、それはあくまでも東京の実態を把握したものではないということもございますので、私の説明でも挙げさせていただいたとおりに、まず初年度は東京の実態を把握すると。その立てた指標について、そもそも70%に目標を立てるのがいいののかも含めて、しっかりとした形で評価した上で、あまりに乖離があるということであれば、もう既に、例えば達成してしまっているということであ

れば、その指標は適当ではないという形になりますので、それは見直すことも検討したいと、そういう流れで考えております。

高橋委員 一つも東京都の数字がないということですか。6ページから7ページにかけての数字には。

安全課長 7ページの数字もないということ。はい。あくまでも全国的な調査ということでやったもの。安全関係については、先ほどの姫路署の調査という話をさせていただきました。

健康関係についても、その姫路署の調査に加えて、全国の安全衛生実態調査とかで、全国の数字はあるんですけども、東京の数字というのは切り出していないで、例えば全国で1万5,000とか2万というところのサンプル数で調査をしたときに、東京の事業場というのはそのうちの2,000なので、じゃあその2,000の事業場で評価するのが正しいのかどうかという統計の出し方的に、なかなか。1万5,000で全国の状況というのを出すのはいいんですけど、東京の実態というふうな形で出すのはなかなか厳しいというところがありますので、東京の数字、今、現時点はないということになります。

脇坂部会長 よろしいでしょうか。

高橋委員 最後に1点だけ。すごい形式的なことでもいいでしょうか。この14次防の案でございますけども、ページ番号がちょっと私としては、あんまり好きではなくて、表紙に1ページと振られているんですね。目次が2ページ、3ページとなって、「はじめに」が4ページなんですけど、普通はやっぱり「はじめに」が1ページになるんじゃないかなというふうに思いますので、ページ番号、もし直せるなら直していただいたほうがいいんじゃないかと思いました。

以上です。

安全課長 可能でございますので修正させていただきます。

脇坂部会長 はい。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

唐澤委員 御説明ありがとうございます。

建設業の熱中症について、現状の報告とお伺いしたいことがあります。

実際ですね、熱中症のところを見ますと、休業4日以上ということで報告がありましたが、なかなか4日以上の方は件数的に少ないです。実際、仕事中でも健康保険証を使ってしまったりするケースが結構見受けられ、事務組合では、仕事だから労災に切り替えるよう指導しています。

ただ、4日以上にならないと休業補償も出ないので、そのまま健康保険証を使っている人がいるのではないかと推測できます。

あともう一点は、現場での暑さ指数ですが、どうなったら現場をストップするか、この作業は駄目だとか、浸透していないのではと考えています。現場ごとの判断で、どんなに暑いところでもやってしまったケースが見受けられますので、その辺も、ぜひ周知できるようなものが何かあれば、局のほうから出していただいたほうが円滑に進んで、熱中症も減ると思います。

脇坂部会長 はい。二つ質問がありましたけど、2番目は、何か暑さ指数、決まってはいるんですね。暑さ指数はこれ以上になったら労働中止という。違いましたか。

健康課長 中止までは決められていないんですけど、ただ、暑さ指数によっての取組ということで、いろいろ、例えば、建設業の労働災害防止協会等の団体のほうで、いろいろとそれを示したものをなんかを出しておりますので、一つ目として、暑さ指数でどれぐらいになったらどうするかというのを、もう少し現場とか事業者へ周知をとということだと思うんですけども、これについては、ちょっとまた、今後、現場にパトロールをしたりとか、あるいは、事業場、お集まりいただいて講習会をしたりというような場面が各監督署あるいは局でもございますので、その中で少し、具体的に暑さ指数幾つの場合、こういう形で対応していただきたいというようなことを少し、周知をしていきたいと思えます。

それに基づいて、今現在は分かりやすい資料、リーフレットがちょっとないので、その辺のところも建設版ということで、少しお示しをできたらというふうに考えております。

脇坂部会長 暑さ指数というのは、真夏には必ず毎日、すぐ発表されるわけですかね。

健康課長 毎日出ていますね。

脇坂部会長 だから、それ自体はあるわけだから、それをどう現場まで即座に徹底するかということですね。

健康課長 そうですね。スマホなんかでもすぐにアラームが来たりとかという、そんなシステムは、はい。

脇坂部会長 スマホでアラームが出る。

それで、1番目の質問に対してはどうか。健康保険でやってしまうとか。

健康課長 1番目についても、これ、仕事中のけが、そういうものについては労災保険を使うということは、もう基本の基本でございますので、その辺の周知とですね。それからあと、休業を今4日以上で統計を取っていますけれども、実際は休業1日以上の場合、労働者の死傷病報告というものが所轄の監督署のほうに提出が義務づけられておりますので……

脇坂部会長 義務づけられている。

健康課長 この辺の提出の徹底とか、それも併せて事業者、あるいは現場のほうに周知をしていくという形で対応したいと思います。

脇坂部会長 はい。よろしいですか。はい。

もうあまり時間がないのですが、どうしても聞きたいことは、パーセンテージ、数字が入っていなかったのを、数字を入れようというのが、必要だと思いましたので、5%をですから、5%の数値に、この部会としては、そういうふうにすべきだという意見があったということにまとめたいと思います。

ほかにどうしてもという方、いらっしゃいますか。

なければ、もう時間もありますので、これで、この部会を終了したいと思います。

じゃあ、事務局のほうで。

監督課長 事務局でございます。それでは、最後に部長のほうから。

労働基準部長 本日は忌憚のない御意見、いろいろ承りまして、ありがとうございました。いただいた御意見、まとめまして、また検討をさせていただきまして、また案を実際の計画というふうにしていきたいというふうに思っております。

すので、本日は誠にありがとうございました。

監督課長

それでは、これもちまして、第11期第2回労働災害防止部会を終了させていただきます。ありがとうございました。